

高浜市

第5期 介護保険事業計画・
高齢者保健福祉計画の
概要をお知らせします

4月からの今後3年間、市が目指す介護保険を含めた、介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画を策定しましたので、その概要をお知らせします。

この計画は、3年ごとに見直し、保険料も3年間の保険料を定めるものです。

問合せ・提出先 いきいき広場内介護保険グループ
〒444-1334 春日町五丁目165番地
☎52-9871 ☑52-7918
電子メール kaigo@city.takahama.lg.jp



① 総論

この計画は、介護保険審議会の検討や中間報告で行った市民からの意見公募（パブリックコメント）を経て決定したもので、介護保険法などの関係法令に基づき、今後3年間の高浜市における高齢者保健福祉の基本的方向を示しています。

基本理念を「みんなで作り、支える納得と安心」とし、高齢者を含めた市民全体で高齢社会を支えていく方向を定めています。

② 高齢者および
高齢者保健福祉
施策の状況

第3期・第4期の介護保険サービス、介護予防等サービス、福祉サービスの利用状況について記載しています。

高浜市の高齢化率は、平成23年10月1日現在16.97%、3年後の高齢化率は、17.97%と推計され、現在より、1.00ポイントの上昇を見込んでいます。

③ 3か年計画

今後3年間の取組みを示しています。

ア. 介護保険対象サービスなど
について

高浜市においては、介護保険法の理念でもある「在宅介護重視」の立場から、ホームヘルプサービス、デイサービスなど、同法に基づく在宅サービスについては、すべてのサービスについて、引き続き国基準以上の水準の担保を目指しています。

さらに、地域支援事業として、「いきいき向上高齢者」介護予防施策、介護予防一般高齢者施策、包括的支援・任意事業を行います。

高浜市の第1号被保険者にかかる平成24年度から平成26年度までの介護保険料基準額（月額）は、介護サービス利用量の伸びなどを見込み、5,260円となります。

個々の被保険者の方に負担いただく額（月額）は、所得などに応じ、3ページの表のとおりとなります。

イ. サービス利用者のための制度の確立

介護保険制度においては、これまでの行政の措置とは異なり、サービスの担い手と受け手が対等の立場になりました。

本人がサービスを選択し、契約し、利用する形式となったことから、このような利用を支援する必要があります。そこで、

平成18年度より「地域包括支援センター」を設置し、相談事業・介護予防マネジメントなどの充実を図るとともに、地域やサービス事業所などの連携の強化に努め、地域ケアを推進しています。

また、高齢者の権利を擁護するシステムとして、「虐待防止ネットワークの推進」や成年後見制度の利用支援、介護相談員の派遣、苦情処理体制の整備を行います。

ウ. 介護サービスの質的向上

介護サービスについて、その質を維持するため、従事している介護スタッフの研修などについて、内容を充実して引き続き実施することとしています。

また高浜市の「第三者評価」により、介護サービスの質の担保と利用者の事業所選択のための情報提供を図ります。

